

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区淀水垂町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	宮前橋整備（その１６）工事			
工期	契約日の翌日から420日間			
事業課（所）名	道路建設課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	484
仮橋・仮栈橋工	式	1	コンクリート(間知)ブロック積	m2	53
平ブロック張	m2	1,057	排水構造物工	式	1
舗装工	m2	625	掘削	m3	10,700

施 工 理 由

本工事は、桂川の引堤事業に伴って延伸する予定の宮前橋において、延伸後に不要となった迂回路の撤去及び周辺道路の整備を行う。また、河川管理者との協議により必要となった桂川右岸の法覆護岸の施工を行う。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地以外	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	01:河川工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（1）－2	1.3
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（1）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
仮設工	仮橋・仮栈橋工	鋼管杭撤去 クロークレーン油圧ラジアル 型200t吊	φ 700, L=18. 5m		本	116, 800	施工費	設計内訳書（１）
仮設工	仮橋・仮栈橋工	鋼管杭撤去 クロークレーン油圧ラジアル 型200t吊	φ 700, L=20. 0m		本	127, 900	施工費	設計内訳書（１）
道路植栽工	道路植栽工	樹木伐採	積込含む, 幹周C=310cm		本	692, 700	施工費	設計内訳書（１）
道路土工	残土処理工	残土等処分	廃路盤材		m3	4, 960	処分費	管理費区分T 設計内訳書（２）

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 鋼橋上部	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
鋼橋上部		式	1					
仮設工		式	1					
運搬処理工		式	1					
殻運搬	殻種別:コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし	m3	112					
殻運搬	殻種別:コンクリート(無筋)構造物とりこわし	m3	13					
殻運搬	殻種別:舗装版破碎, 積込工法区分:機械積込(騒音対策不要, 舗装版厚15cm超)	m3	121					
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	112					
殻処分 構造物とりこわし	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	13					
殻処分 舗装版破碎	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	121					
仮橋・仮栈橋工		式	1					
仮橋上部 プレートガーター区間 ラフテレンクレーン油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊	作業区分:撤去	t	123					
仮橋上部 H鋼桁区間 ラフテレンクレーン油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊	作業区分:撤去	t	71					
仮橋上部 乗入区間 ラフテレンクレーン油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型25t吊	作業区分:撤去	t	4					

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その16）工事					事業区分 工事区分	河川改修 鋼橋上部	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
覆工板設置・撤去〔仮橋・仮栈橋〕 プレートガーター区間 ラフテレンクレーン油圧伸縮シブ型25t吊		作業区分:撤去	m2	257				
覆工板設置・撤去〔仮橋・仮栈橋〕 H鋼桁区間 ラフテレンクレーン油圧伸縮シブ型25t吊		作業区分:撤去	m2	380				
杭橋脚設置・撤去工 クローラクレーン油圧ラチスシブ型200t吊		作業区分:撤去	t	57				
杭橋脚引抜き工 クローラクレーン油圧ラチスシブ型200t吊		引抜き長:20m以下	本	30				
鋼管杭撤去 クローラクレーン油圧ラチスシブ型200t吊		φ700, L=18.5m	本	20				
鋼管杭撤去 クローラクレーン油圧ラチスシブ型200t吊		φ700, L=20.0m	本	3				
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	112				低騒音・低振動対策必要
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	13				低騒音・低振動対策必要
防護柵撤去(ガードレール)		コンクリート建込, 標準型, Gr-C-2B	m	93				
防護柵(横断・転落防止柵)撤去		プレキャストコンクリートブロック建込, ビーム式・パネル式, 支柱間隔:2m	m	25				
現場発生品運搬 運搬・積込・荷卸		20tボートレーダー	t	218				(概)
現場発生品運搬 運搬・積込・荷卸 クレーン装置付4～4.5t級, 吊能力2.9t		発生材種類:スクラップ(ヘビ-H1)	t	350				
現場発生品運搬 運搬・積込・荷卸 クレーン装置付4～4.5t級, 吊能力2.9t		発生材種類:スクラップ(ヘビ-H3)	t	2.3				

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 鋼橋上部	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
スクラップ		へビ-H1	t	-568				
スクラップ		へビ-H3	t	-2.3				
足場工 参考数量		手摺先行型枠組足場, 安全ネット:必要	掛m2	1,140				
敷鉄板設置・撤去 設置・撤去 参考数量		敷鉄板の種類:22×1,524×6,096, 不足分弁償金:無, 供用日数45日, 継続工事:無, 整備費:有	m2	553				1m2あたり0.11枚 敷鉄板賃料含む
築堤・護岸			式	1				
河川土工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削		土質:土砂, 施工方法:オープンカット, 押土:無し, 障害:無し, 施工数量:10,000m3以上50,000m3未満	m3	4,200				
残土処理工			式	1				
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	4,200				運搬距離:5.0km以下
試料採取			箇所	5				
試料持込		基地から現場までの距離:13.8km	試料	1				
法覆護岸工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その16）工事					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量) 平均施工幅1m以上2m未満		土質:土砂	m3	340				土留方式:無し, 障 害の有無:無し
埋戻し (参考数量) 最大埋戻幅4m以上		土質:土砂	m3	200				
土砂等運搬 標準		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	120				BH0.45m3, 運搬距 離:5.5km以下
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) 堤脚保護工・水路工			式	1				
現場打基礎コンクリート 基礎砕石有り		コンクリート規格:18-8-40(高炉), 底幅:43cm, 高さ:25cm	m	33				一般養生, 1mあた り0.083m3
現場打小口止コンクリート		コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	0.5				一般養生
コンクリート(間知)ブロック積 胴込コンクリート使用量0.22m3/m2		ブロック規格:高250×幅400×控350	m2	53				JIS粗面150kg/個 未満, 練積
胴込・裏込材(砕石)		砕石規格:再生砕石 RC-40	m3	22				
目地板		目地板の種類:瀝青繊維質目地板t=10	m2	2				
現場打天端コンクリート		コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	2				一般養生
現場打ちL型側溝 堤脚水路			m	30				
コンクリートブロック工(平ブロック張) 法覆護岸工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打基礎コンクリート		コンクリート規格:18-8-40(高炉), 底幅:34cm, 高さ:50cm						
基礎碎石有り			m	61				一般養生, 1mあたり 0.174m3
現場打小口止コンクリート		コンクリート規格:18-8-40(高炉)						
			m3	5				一般養生
平ブロック張		ブロック規格:控120mm, 裏込材10m2当り使用量:1.0m3を超え3.0m3以下						
遮水シート・吸出し防止材・金具:不要			m2	1,057				ブロックの質量:150kg/個未満
目地板		目地板の種類:瀝青繊維質目地板t=10						
			m2	0.5				
現場打天端コンクリート		コンクリート規格:18-8-40(高炉)						
			m3	5				一般養生
植生工								
			式	1				
張芝		芝種類:張芝工, 施工規模:300m2以上500m2未満						
			m2	430				
道路改良								
			式	1				
排水構造物工								
			式	1				
作業土工								
			式	1				
床掘り (参考数量) 小規模		土質:土砂						
			m3	60				
埋戻し (参考数量) 小規模		土質区分:土砂, 土質:土砂						
			m3	30				
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)						
小規模			m3	30				運搬距離:4.5km以下

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
側溝工			式	1				
プレキャストU型側溝		U型側溝規格:鉄筋コンクリート型 JIS A 5372	m	41				(概) 基礎碎石施工:有り
側溝蓋		規格仕様40kg/枚以下	枚	41				(概)
管渠工			式	1				
暗渠排水管		作業区分:据付,管種別:直管,管径:200～400mm	m	12				(概) フィルター材含む
集水柵・マンホール工			式	1				
現場打ち街渠柵		集水柵・街渠柵種類:現場打材,コンクリート規格:18-8-40(高炉),法面作業補正:無し	箇所	3				(概)
蓋		蓋種類:グレーチング	枚	3				(概)
街渠板工			式	1				
現場打街渠板 一般部			m	49				(概)
現場打街渠板 切下部			m	11				(概)
現場打街渠板 乗入部			m	12				(概)
現場打街渠板 段差部(乗入部)			m	2				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打街渠板 段差部(切下部)			m	3				(概)
舗装			式	1				
舗装工			式	1				
アスファルト舗装工 車道			式	1				
上層路盤(車道・路肩部)		路盤材種類:再生粒度調整砕石 RM-30, 仕上り厚:110mm	m2	39				(概)
上層路盤(車道・路肩部)		路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚:90mm	m2	39				(概) 平均幅員:1.4m未満
基層(車道・路肩部)		材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:60mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm超70mm以下)	m2	39				(概)
表層(車道・路肩部)		材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	39				(概)
切削オーバーレイ 【夜間】		アスファルト材料:再生密粒度アスコン(13), すりつけの区分:無	m2	327				(概)
舗装版切断		舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	170				(概)
殻運搬(路面切削) 切削 【夜間】		殻種別:アスファルト殻	m3	13				
殻処分 切削 【夜間】		殻種別:アスファルト殻	m3	13				
縁石工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
縁石工			式	1				
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ 段差部		ﾌﾟﾛｯｸ規格:JIS PL-5B 段差部	m	5				(概)
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ 切下部		ﾌﾟﾛｯｸ規格:京都市80型	m	11				(概)
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ 乗入部		ﾌﾟﾛｯｸ規格:B種(180/205×250×600)	m	12				(概)
歩車道境界ﾌﾟﾛｯｸ 一般部		ﾌﾟﾛｯｸ規格:B種(180/205×250×600)	m	49				(概)
防護柵工			式	1				
路側防護柵工			式	1				
ｶｰﾄﾞﾚｰﾙ		ｶｰﾄﾞﾚｰﾙ規格(標準型・土中用):塗装品 Gr-C-4E, 施工規模:21m以上50m未満, 曲線部補正:有	m	46				(概)
防止柵工			式	1				
転落(横断)防止柵		柵高:1.1m, 作業区分:ﾌﾟﾚｷﾞｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｯｸ建込	m	19				(概)
標識工			式	1				
小型標識工			式	1				
標識柱		柱規格:単柱式 径60.5, 柱長さ:3.7m, 施工規模:2 基以下	基	1				(概) 下地亜鉛ﾒｯｷ+静電 粉体塗装(白色)

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
標識板		標識板規格:2.0m2未満	枚	1				(概) 取付金具含む
標識柱・基礎撤去			基	1				(概)
標識板撤去			枚	2				(概)
区画線工			式	1				
区画線工			式	1				
溶融式区画線 車道外側線・白 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	66				(概)
溶融式区画線 停止線・白 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セアラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	3				(概)
溶融式区画線 横断歩道・白 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セアラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	51				(概)
溶融式区画線 直進左折矢印・白 【夜間】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				(概) 幅15cm換算施工実延長:8.91m
道路植栽工			式	1				
道路植栽工			式	1				
樹木伐採		積込含む,幹周C=310cm	本	1				
木くず運搬		枝葉,機械積込	t	3				

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
木くず運搬		幹, 機械積込	t	6				
木くず処分		枝葉	t	3				
木くず処分		幹	t	6				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	人日	340				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の24.0%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬費			式	1				
建設機械運搬費		路面切削機, 片道運搬距離:13.8km	台	2				往路＋復路
重建設機械分解組立輸送費		分解組立＋輸送(往復), クローラークレーン系150t吊超え300t吊り以下, 標準(1.0)	回	1				
仮設材運搬費 運搬・積込・荷卸 敷鉄板, 往路分		片道運搬距離:13.8km, 製品長区分:12m以内	t	91				
仮設材運搬費 運搬・積込・荷卸 敷鉄板, 復路分		片道運搬距離:13.8km, 製品長区分:12m以内	t	91				
技術管理費			式	1				
土壌調査費		環境基準28項目, 溶出液・前処理費含む	検体	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

設計内訳書（本02）

工事名	宮前橋整備（その16）工事					事業区分 工事区分	河川改修 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削	土質:土砂,施工方法:オープンカット,押土:無し,障害:無し,施工数量:10,000m3以上50,000m3未満	m3	6,500					
残土処理工		式	1					
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	6,280				運搬距離:5.0km以下	
廃路盤材運搬	積込区分:機械積込	m3	270					
残土等処分 廃路盤材		m3	270					
構造物撤去工		式	1					
防護柵撤去工		式	1					
防護柵撤去(カーブ側レール)	土中建込,標準型,Gr-C-4E	m	58				(概)	
防護柵撤去(カーブ側レール)	コンクリート建込,標準型,Gr-C-2B	m	23				(概)	
防護柵(横断・転落防止柵)撤去	土中建込,ビーム式・パネル式,支柱間隔:3m	m	249				(概)	

設計内訳書（本02）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）撤去		プレキャストコンクリートブロック建込, ヒール式・パネル式, 支柱間隔: 2m	m	18				(概)
道路付属物撤去工			式	1				
視線誘導標撤去		視線誘導標規格: 両面式φ34×t2.3, 施工区分: 土中建込, 施工規模: 10本以上30本未満	本	6				(概)
視線誘導標撤去		視線誘導標規格: 両面式φ34×t2.3, 施工区分: 防護柵取付, 施工規模: 10本以上30本未満	本	18				(概)
道路照明灯撤去		GL8～12m 重量350kg以下, 割増なし	基	3				(概)
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し		構造物区分: 無筋構造物, 工法区分: 機械施工	m3	82				(概) 低騒音・低振動対策必要
舗装版切断		舗装版種別: アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚: 15cmを超え30cm以下	m	6				(概)
舗装版切断		舗装版種別: アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚: 15cm以下	m	69				(概)
舗装版破碎		舗装版種別: アスファルト舗装版, 舗装版厚: 19cm	m2	39				(概) 低騒音・低振動対策必要, 障害無し
舗装版破碎		舗装版種別: アスファルト舗装版, 舗装版厚: 17cm	m2	417				(概) 低騒音・低振動対策必要, 障害無し
舗装版破碎		舗装版種別: アスファルト舗装版, 舗装版厚: 15cm	m2	890				(概) 低騒音・低振動対策必要, 障害無し
舗装版破碎		舗装版種別: アスファルト舗装版, 舗装版厚: 4cm	m2	660				(概) 低騒音・低振動対策必要, 障害無し

設計内訳書（本02）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版破砕		舗装版種別:Co+As (カハ°-) 舗装版, 舗装版厚:21cm	m2	550				(概) As舗装版厚15cm以下
排水構造物撤去工			式	1				
コルゲートパイプ° 撤去		作業区分:撤去	m	88				(概) フランジ° 型, 径800以上1200以下
運搬処理工			式	1				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)構造物ととりこわし	m3	82				
殻運搬 掘削		殻種別:アスファルト殻, 積込工法区分:機械積込(騒音対策不要, 舗装版厚15cm超)又は(騒音対策必要)	m3	238				
殻処分 構造物ととりこわし		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	82				
殻処分 掘削		殻種別:アスファルト殻	m3	238				
現場発生品運搬 運搬・積込・荷卸 クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t		発生材種類:スクラップ° (ヘビ°-H1)	t	2.2				
現場発生品運搬 運搬・積込・荷卸 クレーン装置付4～4.5t級, 吊能力2.9t		発生材種類:スクラップ° (ヘビ°-H3)	t	5				
スクラップ°		ヘビ°-H1	t	-2.2				
スクラップ°		ヘビ°-H3	t	-5				
舗装			式	1				

設計内訳書（本02）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装工			式	1				
アスファルト舗装工 歩道一般部			式	1				
下層路盤(歩道部)		路盤材種類:再生クラッシュラン RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	124				(概)
表層(歩道部)		材料種類:再生細粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上	m2	124				(概)
アスファルト舗装工 歩道乗入部			式	1				
下層路盤(歩道部)		路盤材種類:再生クラッシュラン RC-30, 仕上り厚:150mm	m2	32				(概)
上層路盤(歩道部)		路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚:100mm	m2	32				(概)
基層(歩道部)		材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:60mm, 平均幅員:1.4m以上	m2	32				(概)
表層(歩道部)		材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上	m2	32				(概)
透水性舗装工 歩道一般部			式	1				
フィルター層		材料種類:山砂(洗い・真砂土, 75μm通過6%以下), 仕上り厚:50mm	m2	103				(概)
下層路盤(歩道部)		路盤材種類:再生クラッシュラン RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	103				(概)
表層		材料種類:開粒度アスコン(13), 材料規格:開粒度アスコン(13), 平均幅員:2.4m以上, 舗装厚:40mm	m2	103				(概)

設計内訳書（本02）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	人日	16				
交通誘導警備員 【夜間】		交通誘導警備員B	人日	4				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の39.6%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				

設計内訳書（本02）

工事名	宮前橋整備（その１６）工事					事業区分 工事区分	河川改修 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

特記仕様書（個別工事編）

工事名 宮前橋整備（その１６）工事
工事場所 京都市伏見区淀水垂町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加算対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

- 1 設計内訳書（1）の前払金は、各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 2 設計内訳書（2）の前払金は、本内訳の請負代金の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 3 前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

- 4 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

設計内訳書（１）

支払限度額の割合

令和７年度 １４．４％

令和８年度 ８５．６％

出来高予定額の割合

令和７年度 １６．２％

令和８年度 ８３．８％

※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

第４条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

2 現場条件に関する事項

第５条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事に関連する本市発注工事は以下のとおりである。

関連工事一覧

工事名	工期	請負業者	工事内容
（総合評価） 宮前橋整備（その１４）工事	令和６年８月３１日～ 令和８年１月３０日（予定）	公成建設 株式会社	鋼橋架設工事
宮前橋整備（その１５）工事	令和７年８月８日～ 令和８年３月１３日（予定）	吉村建設工業 株式会社	橋面等整備工事

施工ヤード等については、上記の本市発注工事と調整を図ること。

- 2 本工事箇所では国土交通省による旧堤防の撤去工事や、埋蔵文化財発掘調査が実施される。関係施工業者が天下津地区工事関係者連絡会議を開催し工事調整や情報共有を図っているため、その会議に参画すること。

第６条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、所管警察と協議の結果、施工時間に変更が生

じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
構造物撤去工	運搬処理工	殻運搬 切削	21時00分～6時00分	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分 切削	21時00分～6時00分	
舗装工	アスファルト舗装工	切削オーバーレイ	21時00分～6時00分	
区画線工	区画線工	溶融式区画線	21時00分～6時00分	

第7条（工程）

新設橋の供用後に着手することを踏まえて施工計画を立案すること。

第8条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	準幹線 道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

- 2 桂川は6月16日から10月15日までは出水期であり、期間中は河川敷を占用しての工事が制限される。

第9条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
電柱	関西電力	No.17～27	未	未定	移設	要
電線	NTT	No.17～27	未	未定	移設	要
光ファイバー	オプテージ	No.17～27	未	未定	移設	要

第 10 条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1 日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24 時間の別	交替要員 の有無
・ 工事車両 出入口 ・ 施工箇所 起終点	1 ～ 3 名	交通誘導警備員 B 1 ～ 3 名	昼間	無
・ 施工箇所 起終点	4 名	交通誘導警備員 B 4 名	夜間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第 11 条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は 1 回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第 12 条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
路側防護柵工	ガードレール	Gr-C-4E
路側防護柵工	転落(横断)防止柵	土中建込
管渠工	暗渠排水管	VU φ 200
集水枳・マンホール工	蓋	グレーチング
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	コンクリート積ブロック	粗面、高 250×幅 400×控 350
コンクリートブロック工 (平ブロック張)	平ブロック	控 120mm
植生工	張芝	野芝・高麗芝
側溝工	U 型側溝	鉄筋コンクリート U 型
縁石工	歩車道境界ブロック 切下部	京都市 80 型
小型標識工	標識柱	単柱式 φ 60.5
小型標識工	標識板	T=2mm、450×450 アルミ合金

第 13 条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 14 条 (段階確認)

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
法覆護岸工		法線設置完了時
法覆護岸工		基礎設置完了時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）」の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
法覆護岸工	平ブロック張	丁張の設置（のり面勾配、天端コンクリートの設置位置、小口止工の設置位置等）
法覆護岸工	コンクリートブロック積	丁張の設置（のり面勾配、天端コンクリートの設置位置、小口止工の設置位置等）
管渠工	暗渠排水管	埋設深さ
排水構造物工		施工前の状況（排水勾配にかかる基準高さ、下流側からの施工実施など）

第 15 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業社の地下埋設物確認	必要に応じ受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
基準点の確認	工事前、工事後に基準点に相違がないか立会確認をする。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

第 16 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
セメント・コンクリート	レディミクストコンクリート 各種	塩化物総量規制	打設前、1回	
		単位水量測定	打設前、2回	
		スランプ試験	荷下ろし時 1回/日以上	
		空気量試験	荷下ろし時 1回/日以上	
		圧縮強度試験	1回/日以上、 150m3ごとに1 回	(試験1回に当り、 1週・4週を各3個)
アスファルト舗装 車道 切削オーバーレイ	再生密粒度 アスコン(13) t=40mm	現場密度試験	3箇所	100m2以上
アスファルト舗装工 歩道一般部	再生クラッシュラン RC-30 t=100mm	現場密度試験	3箇所	100m2以上
アスファルト舗装工 歩道一般部	再生細粒度 アスコン(13) t=40mm	現場密度試験	3箇所	100m2以上
透水性舗装工 歩道一般部	再生クラッシュラン RC-30 t=100mm	現場密度試験	3箇所	100m2以上
透水性舗装工 歩道一般部	開粒度 アスコン(13) t=40mm	現場密度試験	3箇所	100m2以上

第17条（既済部分検査等）

本工事をやむを得ず次年度に工期延期した場合は、以下の通り契約書第41条（部分引渡し）に定める「指定部分」の引渡を受ける。

指定部分	引渡日
設計内訳書（2）の全部	令和9年3月15日

4 建設副産物に関する事項

第18条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4

月 1 日実施) を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (鉄筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府乙訓郡大山崎町下植野小字北牧方 25 番	設計運搬距離 L = 1.1km
コンクリート塊 (無筋) 構造物とりこわし	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 48 番地の 1 他	設計運搬距離 L = 18.7km
コンクリート塊 (無筋) 舗装版破碎	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府乙訓郡大山崎町下植野小字北牧方 25 番	設計運搬距離 L = 1.1km
アスファルト殻 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹 1 番地他	設計運搬距離 L = 1.1km
アスファルト殻 (切削) 夜間	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18-1	設計運搬距離 L = 2.2km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距離 L = 5.7km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 33 番地	設計運搬距離 L = 4.2km
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第 45- 1-2 号地	設計運搬距離 L = 4.4km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第 45- 1-2 号地	設計運搬距離 L = 4.4km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（工事間流用）

本工事で発生する建設発生土については、下記の利用工事現場に運搬するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

当該建設発生土の運搬に際しては、運搬場所・時期等について下記工事の受注者と十分に調整を図るものとする。また、当該建設発生土が利用工事現場の要求土質を満たすことを、事前に確認するものとする。

工 事 名	(総合評価) 伏見西部第三地区 区画道路38号線他街路築造工事 (その2)
工 期	未定
工 事 場 所	京都市伏見区千両松地内
発 注 者	京都市建設局 都市整備部 南部区画整理事務所
受 注 者	未定
受入可能時期	令和8年3月以降 (予定)

建設発生土の搬出開始前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真
- (3) 京都市土砂条例等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の別表に規定する環境基準28項目について調査を行うこと。

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都府京都市南区上鳥羽鉾立町4番	設計運搬距離 L = 8.7km
スクラップ (ヘビーH3)	京都府京都市南区上鳥羽鉾立町4番	設計運搬距離 L = 8.7km

第19条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第20条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第21条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第22条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の８分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記８分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記８分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第２３条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
- システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和６年３月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
- なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第２４条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

る。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第25条（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における道路・河川工事現場の標示施設の設置協力）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する道路・河川工事においては、現場の標示施設に「国土強靱化5か年加速化対策」である旨を明示する。

なお、明示に当たっては、以下の「標示施設イメージ（案）」を参考にする。

〇〇の工事をしています。 ご協力をお願いします。	
(対策又はプロジェクト名等)	
〇〇〇〇のため、 〇〇の工事をしています	
工事期間: 令和〇年〇月〇日まで	
きょうじんか 国土強靱化対策工事 (5か年加速化対策)	
発注者	京都市建設局 〇〇〇〇部〇〇〇〇課・所 電話 ***-*****-*****
受注者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 ***-*****-*****

標示施設イメージ (案)

第26条 (日本中央競馬会の寄付金について)

本工事において、現場の標示施設に日本中央競馬会の寄付金を財源とされている旨を明示するものとする。

第27条 (国による工事完了検査の実施について)

本工事における法覆護岸工 (コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積、平ブロック張)、植生工) については、完成後、国 (国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所) に管理を引き継ぐため、国による工事完了検査を受検し合格しなければならない。

箇 所 図

